

浅口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第40号

浅口市職員等の旅費に関する条例(平成18年浅口市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項、第4項及び第5項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「受けた旅費額」の次に「(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)」を加え、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第4項を削り、同条第3項中「前2項」を「第1項、第2項及び前項」に改め、「ほか、」の次に「他に特別の定めがある場合その他」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「依頼」の次に「又は要求」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しく

は同法第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項第2号中「前条第2項又は第3項」を「前条第4項又は第5項」に改め、同条第2項中「よつて」を「よつては」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」を「の変更を」に、「より、これを変更」を「に基づき、その変更を」に改め、同条第4項及び第5項中「これを変更」を「その変更を」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条から第12条までを次のように改める。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 特別車両料金
- (5) 座席指定料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第8条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合の交通費の額は、路程1キロメートル当たり37円とする。

3 前項の規定による交通費の額は、全路程を通算して計算する。字句改正ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、宿泊した夜数に応じ1夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、宿泊地の区分に応じて別表に定める額を上限とする実費額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障の無い範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認めるときは、当該宿泊に要した費用の額とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第12条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第13条から第15条までを次のように改める。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第15条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(4) 前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、同号の方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第7条から第10条までの費用、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第18条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第18条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条各号、第9条第1項各号及び第10条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第12条の2、第13条、第14条及び第15条第1項並びに第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表(第12条関係)

宿泊地の都道府県	宿泊費基準額
----------	--------

北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円

奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浅口市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(浅口市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浅口市証人等の費用弁償に関する条例(平成18年浅口市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、日当1日につき1,000円」を「旅費」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とし、その額は、浅口市職員等の旅費に関する条例(平成18年3月21日浅口市条例第45号)に規定する職員が支給を受ける額に相当する額とする。(浅口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)
- 4 浅口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年浅口市条例第40号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。
第6条中「、別表第2に定めるもののほか」を削る。
別表第1を別表とし、別表第2を削る。